

古座川町観光協会ホームページ作成業務  
プロポーザル説明書

平成 30 年 10 月

古座川町観光協会

# 目次

古座川町観光協会ホームページ作成業務基本仕様書	3～4
業務名	3
目的	3
委託料上限額	3
業務の範囲	3
ホームページの基本的事項	3
委託期間	4
その他・留意事項	4
古座川町観光協会ホームページ作成業務プロポーザル実施要項	5～8
目的	5
業務概要	5
主催及び事務局（問い合わせ先・書類提出先）	5
参加資格要件	5
選定方法	5
スケジュール	6
説明書の交付	6
参加申込手続	6
参加申込に係る質問の受付及び回答	6
説明会について	7
企画提案書の提出	7
企画提案に係る質問の受付及び回答	7
審査（受託候補者の選定）	7
参加費用	8
失格条項	8
契約の締結	8
様式（第1号～2号）	9～10
様式第一号（参加表明書）	9
様式第二号（質問書）	10
別紙（地方自治法施行令第167条の4）	11

# 古座川町観光協会ホームページ作成業務基本仕様書

## 1 業務名

古座川町観光協会ホームページ作成及び運用に関する業務（以下「業務」という。）

## 2 目的

本協会では、新しく設立した古座川町観光協会のホームページ作成及び運用を行い、古座川町の魅力ある観光情報を効果的に発信し、観光交流人口の増加を図るため本業務を実施する。

## 3 委託料上限額

本業務の本年度における委託料上限額は900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とし、平成31年3月31日までの管理保守料を含むものとする。

## 4 業務の範囲

- (1) 古座川町観光協会ホームページの構成の設計
- (2) トップページや各カテゴリ別ページ等のデザイン企画、制作
- (3) コンテンツ・マネジメント・システム（CMS）の導入、構築（マニュアル作成含む）
- (4) レスポンシブ対応の実施
- (5) 関連リンクの調整
- (6) コピー（原稿）の作成
- (7) サーバー契約・ドメイン取得作業

※画像素材は原則、本協会から提出した物で対応するものとする。（受託者が独自で撮影したものはこの限りではない。ただし撮影にかかる一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。）

## 5 ホームページの基本的事項

- (1) 古座川町の観光の魅力や特色が十分に伝わるよう、必要な情報がどこにあるか分かりやすく、見やすい構成・デザインであること。
- (2) 画像を多くかつ効果的に使用し、閲覧者の視覚に訴えるものであること。また動画の配信も行えること。
- (3) ホームページ全体を通じて、閲覧者がストレスを感じることがないように、分かりやすさ、見やすさ、表示速度を確保し、欲しい情報が得られるものとする。
- (4) 職員が簡単な操作により情報を発信・更新できる構造とすること。
- (5) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）との連携機能を備えること。
- (6) 全ページについて、訪問者数や滞在時間、ページビュー数等の詳細ログが取得でき

- るシステムを導入すること。
- (7) 外国語に対応したホームページとすること。
  - (8) ホームページを契約期間前に公開した場合に関しても、契約期間中の管理保守作業については受託業者にて対応する事とする。

## 6 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日までとし、スケジュールは以下を想定している。

[納期スケジュール]

平成30年	11月初旬	委託契約締結
	11月初旬～	古座川町観光協会ホームページの制作・提案
平成31年	2月初旬～	古座川町観光協会ホームページの一部内容掲載・運用開始
	3月末	最終納期

## 7 その他・留意事項

- (1) 詳細な業務内容については、受託候補者として選定された者と協議の上決定するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本協会と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- (3) 本業務に基づき制作された制作物等の著作権は、本協会に帰属するものとする。
- (4) 業務に際し必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 事業実施に際して本協会の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、本協会はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上決定するものとする。
- (7) 受託候補者決定からの打ち合わせ等については、本協会と協議の上決定するものとする。

## 古座川町観光協会ホームページ作成業務プロポーザル実施要項

### 1 目的

この要項は、古座川町観光協会ホームページ作成業務を実施するにあたり、公開型プロポーザル（企画提案）方式（以下「プロポーザル」という。）により最適の受託者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 古座川町観光協会ホームページ作成業務
- (2) 業務内容 古座川町観光協会ホームページ作成業務基本仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結日から平成31年3月31日まで
- (4) 委託金額 900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とし、平成31年3月31日までの管理保守料を含むものとする。

### 3 主催及び事務局（問い合わせ先・書類提出先）

- (1) 主催 古座川町観光協会
- (2) 事務局 古座川町観光協会事務局（役場地域振興課内）  
〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池 673-2  
電話：0735-72-0180  
E-mail：kinosita-001@town.kozagawa.lg.jp

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。※別紙参照

### 5 選定方法

選定に係る審査は、古座川町観光協会において行う。

提出された企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も高い得点を獲得したものを受託候補者として選定する。

## 6 スケジュール

	項目	日程
1	公募開始	平成30年10月5日(金)
2	参加申込受付期限	平成30年10月12日(金)
4	説明会の開催(任意参加)	平成30年10月15日(月)
5	企画提案書等提出期限	平成30年10月26日(金)
6	プレゼンテーション	平成30年10月30日(火)
7	審査結果通知	平成30年10月31日(水)
8	契約締結	平成30年11月上旬(予定)

## 7 説明書の交付

- (1) 交付資料 古座川町観光協会ホームページ作成業務プロポーザル説明書
- (2) 交付場所 古座川町観光協会事務局
- (3) 交付方法 事務局に請求するほか、古座川町のホームページ  
(<http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/>) にファイルを掲載。
- (4) 交付期限 平成30年10月12日(金)午後5時

## 8 参加申込手続

- (1) 提出期限 : 平成30年10月12日(金)午後5時
- (2) 提出書類
  - ①参加表明書(様式第1号)
  - ②会社概要
  - ③業務実績(任意様式)
- (3) 提出方法・提出先  
各提出書類を持参又は郵送(提出期限まで必着とし、書留書類に限る。)及び電子メールにより、事務局へ提出すること。持参する場合は、午前9時から午後5時までの間に持参すること。

## 9 参加申込に係る質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 平成30年10月10日(水)午後5時
- (2) 提出方法 事前に連絡の上、質問書(様式第2号)を電子メールで事務局へ送信すること。
- (3) 回 答 質問に対する回答は、原則として、10月12日(金)まで全ての参加希望者に通知する。
- (4) そ の 他 質問書に対する回答の内容は、要項及び要領の追加又は修正とみなすものとする。

## 1 0 説明会について

- (1) 日 時 平成 30 年 10 月 15 日 (月) 午前 9 時 30 分～
- (2) 場 所 古座川町役場 3F 第 2 会議室
- (3) そ の 他 不参加の場合は事前に本協会事務局に申し出ること。

## 1 1 企画提案書等の提出

提案書等提出者は、次の通り企画提案書等を提出すること。提案は 1 社 1 案とする。  
なお、参加表明書を期限内に提出しなかった者は提出することができない。

- (1) 提出期限 平成 30 年 10 月 26 日 (金) 午後 5 時
- (2) 提出書類・部数
  - ①企画提案書 (正本 1 部、副本 5 部)
  - ②見積書 (1 部)
- (1) 提出方法・提出先  
提出書類を持参又は郵送 (提出期限まで必着とし、書留書類に限る。) 及び電子メールにより、事務局へ提出すること。持参する場合は、午前 9 時から午後 5 時までの間に持参すること

## 1 2 企画提案に係る質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 平成 30 年 10 月 23 日 (火) 午後 5 時
- (2) 提出方法 事前に連絡の上、質問書 (様式第 2 号) を電子メールで事務局へ送信すること。
- (3) 回 答 質問に対する回答は、原則として、10 月 25 日 (木) まで全ての参加希望者に通知する。
- (4) そ の 他 質問書に対する回答の内容は、要項、要領及び仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

## 1 3 審査 (受託候補者の選定)

- (1) 日 時 平成 30 年 10 月 30 日 (火) 午前 9 時 30 分～
- (2) 場 所 古座川町役場 3F 第 2 会議室
- (3) 評価基準 別に定める「古座川町観光協会ホームページ作成業務プロポーザル評価基準」による。
- (4) 実施概要
  - ①プレゼンテーションは、30 分以内とする。企画提案書の内容について個々に説明を行うこと。なお、追加の資料は一切認めない。
  - ②ヒアリングは 10 分以内とする。
  - ③事業者側の出席者は 3 名以内とする。

④他者のプレゼンテーションの傍聴は認めない。

(2) 結果の通知

選定結果は、受託候補者に選定された者については電話連絡と書面にて通知する。

選定されなかった者については、書面により通知する。

**1 4 参加費用**

本プロポーザルに係る一切の参加費用は、参加者の負担とする。

**1 5 失格条項**

提案者が、契約締結の日までの間に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 本協会の関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 本実施要項に違反した場合

(4) 公正を欠いた行為があったとして本協会が認定した場合

(5) その他、本協会が本実施要項に違反すると認定した場合

**1 6 契約の締結**

本協会は、受託候補者と当該企画提案内容を基に業務詳細について協議し、協議が整った場合に本事業の受託者として選定する。協議が整わなかった場合には、次点者を受託候補者として協議を行う。

古座川町観光協会事務局 宛

古座川町観光協会ホームページ作成業務プロポーザル  
参加表明書

私は、古座川町観光協会ホームページ作成業務プロポーザル実施要項を遵守し、標記プロポーザルへの参加を表明します。

なお、参加資格要件をすべて満たすとともに、本表明書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

氏名又は名称 及び代表者	フリガナ	
連絡責任者	フリガナ	所属部署
住所又は所在地	〒	
連絡先	電話	
	ファックス	
	メール	



## 別紙

(地方自治法施行令第167条の4)

○ 普通地方公共団体は、普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

○ 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- ⑦ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。